

橋本市女性電話相談事業【橋本市】

個別事業費	2,634 千円
交付金額	1,212 千円

地域の実情と課題

本市では平成29年4月より女性電話相談事業を行っている。平成27年度・28年度及び令和2年度・6年度に相談員養成講座を開催し、令和6年度は40名が相談員として登録。相談件数は平成29年度は62件、30年度は87件、令和元年度は81件、令和2年度は68件、令和3年度は107件、令和4年度99件、令和5年度108件、令和6年度が225件となっている。潜在しているであろう悩みを抱えている方が利用できるよう女性電話相談の周知を行い、多様化する悩みに対応できるよう相談員の資質向上が今後も必要である。

事業の特徴

- ・平日9:00～13:00まで相談員2名体制で電話相談を行う。
- ・事例検討会にて、相談員の心のケアやスキルアップのため、スーパーバイザーから助言・指導をいただきながらロールプレイや相談事例の検討を実施。
- ・令和5年8月より市の公式LINEからの予約を開始。

事業の効果

- ・相談件数225件。
- ・家族関係(親・子・夫婦)、仕事、近隣トラブル、生き方等の相談があり、特に夫婦関係、周囲の人との対人関係の相談が多い。
- ・固定的性別役割分担意識等から起こる女性の悩みの解消のため、相談者の話を傾聴し、相談者自身が気持ちを整理し、自己決定できるよう対応。
- ・同じ相談者から継続的に電話がかかることも多い。
- ・「話を聞いてもらって良かった。」「気持ちが楽になった。」と電話を終了することも多い。

目的・目標

固定的性別役割分担意識から生じる問題や女性が抱える様々な悩みについて、男女共同参画の視点に立って聴き、相談者とともに考えながら、相談者自らが問題解決の糸口を見つけられるよう、女性電話相談を実施することにより、女性が自分らしく生きることができるまちづくりに資することを目的とする。

【相談件数目標値130件 実際の相談件数225件】

連携団体

- ・フェミニストカウンセリング堺
- ・GEはしもとサピュイエ
- ・橋本市男女共同参画審議会
- ・公民館等の施設、市内各スーパー、駅などでポスター掲示、広報用のカードの設置
- ・市関係課室
- ・県や国で設置している相談窓口

今後の課題

- ・相談したい人が相談に繋がるきっかけづくりができるよう、新たな周知方法の検討が必要。
- ・新たに登録した相談員のスキルアップ研修の充実。

事業の概要

女性電話相談員養成講座

令和6年6月22日～令和7年2月12日
13:30～15:30

全17回

橋本市では、女性を取り巻くさまざまな悩みや不安をお聞きし、一緒に考える女性電話相談を開設しています。

- 子育ての心配や不安
- 夫婦、親子、家族間のこと
- ご近所や職場などの対人関係のこと

一緒に考えるってどんなことだろう？
電話相談員の登録をすぐに考えていない方でも女性を取り巻く問題に興味のある方は、ぜひご参加ください。

公開講座・相談員養成講座①

『これってDV？
不機嫌という名のモラハラ』

【講師】 中川 和子 さん
認定フェミニストカウンセラー・公認心理師

6月22日（土）
【時間】 13:30～15:30
【場所】 橋本市保健福祉センター
3階多目的ホール（橋本市東家1-3-1）

【受講料】 無料
【参加資格】 女性
※一時保育・手話通訳あり（要予約）
【定員】 30名（申込先着順）
◆女性電話相談員養成講座申込者の講座になります。
◆全日程中、13講座以上参加された方に、修了証をお渡しします。
◆修了証をお渡しの方の中から希望される方は相談員として登録することができます。
※相談員の相談業務には報酬をお支払いしません。

【申込方法】 裏面の「参加申込書」をご利用のうえ、郵送、FAX、メールまたは右の申込フォームからお申し込みください。

【申込締切】 令和6年6月14日（金）

【主催・お問い合わせ】 橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室 33-1229（直通） 申込フォーム

ポスター

橋本市女性電話相談

女性相談員が、女性が抱えるさまざまな悩みについて一緒に向き合い、気持ちや考えの整理をし、問題解決のための一歩を踏み出す応援をします。相談は無料で、秘密は厳守されます。一人で悩まないで、まずはご相談ください。
※1回30分程度

相談時間 月～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前9時～午後1時

相談専用電話
秘密は厳守します（ナンバーディスプレイは使用していません）
0736-33-8525

女性電話相談に関するお問い合わせは
橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室（TEL: 33-1229）

ポスター

橋本市女性電話相談
（通話料以外は無料）

「こんなことで…」と思わずに、まずはお電話ください。
女性相談員が対応します。秘密は厳守します。

相談時間 月～金曜日
（祝日・年末年始を除く）
9:00～13:00
1回30分程度

橋本市公式LINEから予約ができます！

相談専用電話 **0736-33-8525**

橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室

表

あなたの悩み 話してみませんか？

例）・家族や職場、ご近所などの人間関係
・家事・育児・介護… 自分だけ？
・家族や友だちには話づらいこと
・なんだかモヤモヤ、なんだか不安・心配なこと
・どこに相談すればいいかわからないこと

**あなたがあなたらしくあるために…
どんなことでも、お気軽にご相談ください。**

裏

広報用カード

○固定的性別役割分担意識から生じる問題や女性が抱える様々な悩みについて、男女共同参画の視点に立って聴き、相談者とともに考え、相談者自らが問題解決の糸口を見つけられるよう、相談者の悩みに寄り添いながら話を傾聴する。

○相談内容に応じて市の関係課室や県・国の専門相談窓口を伝える。

- ・市役所、保健福祉センター、公民館等の施設や市内スーパー、駅の女性トイレ等にポスター掲示、広報カードの設置
- ・市のホームページ、広報紙にてお知らせ